

6 緑政上の課題と解決の方向性

6-1 緑地指定等の目標

6-1-1 特別緑地保全地区指定、都市公園整備などの緑地指定等の目標

(1) 緑地指定等の指定目標年次の調整

【課題】

○鎌倉市は、これまで着実に緑地指定等を進めてきましたが、現行緑の基本計画が示している緑地指定等の目標年次（基本的には平成27年（2015年）としています）での実現の見通しが得られない候補地もあります。

【今後の見直しによる解決の方向性】

○これまで緑地指定等を進めてきた実績や、新たな指定等の候補地の可能性やその実現性を踏まえて、今後の見直しの中で指定目標年次を調整します。

(2) 緑地指定等の候補地の調整

【課題】

○緑地指定等の候補地では、緑地状況や土地利用の動向等を踏まえた、候補地としている区域の調整が必要です。

【今後の見直しによる解決の方向性】

○今後の指定等に向けて、現状の緑地状況や土地利用の動向などの状況を踏まえて、的確な候補地の調整を検討します。

■特別緑地保全地区候補地



着実に緑地指定等を進めてきましたが、指定等の目標年次の調整が必要な候補地もあります。

※手広特別緑地保全地区候補地（写真には、藤沢市域の土地も含まれています）

(3) 保安林の位置づけ

【課題】

○保安林の指定により、都市の自然的環境の基盤をなし、土砂の流出防止や風致の保持等に重要な役割を果たしている丘陵の樹林地が保全されていることや、その多くが緑の基本計画に基づき緑地指定等した緑地、及びその候補地にあることを踏まえて、保安林の施策体系上の位置づけを検討する必要があります。

【今後の見直しによる解決の方向性】

○制度上、緑の基本計画は保安林施策を定めるものではありませんが、保安林の緑地担保性を踏まえた、施策上の位置づけを施策体系の再構築の中で検討します。

6-1-2 地域・地区レベルの緑地保全

(1) 地域・地区レベルでの緑地保全要請

【課題】

○保全すべき緑地の確保施策が進捗している状況で、緑地保全に係る法制度適用候補地以外の地域レベル・地区レベルで重要な緑と評価している緑地に対する保全要請の施策反映について検討する必要があります。

【今後の見直しによる解決の方向性】

○緑の将来都市像の実現という見地から、緑地指定等の施策の進捗状況や対象緑地の保全実現性を踏まえた、効果的かつ柔軟な施策展開と、施策体系の再構築を検討します。

(2) 土地利用と緑地保全要請との調整

【課題】

○現況緑地での宅地造成計画など、土地利用の動向に伴う緑地保全要請がある状況を踏まえて、地域・地区

レベルでの、適正な土地利用と緑地保全のあり方を示す必要があります。

【今後の見直しによる解決の方向性】

- その実現性も含めて対象となる緑地がどのような保全を図るべきものであるか、また緑の基本計画が土地利用制限等の規制に及ぶものではないことを踏まえた、対応策を検討します。

6-1-3 (仮称) 山崎・台峯緑地(保全配慮地区部分)の保全

【課題】

- 台保全配慮地区部分の内、(仮称) 山崎・台峯緑地部分の施策方針(都市計画等の方向性)を定める必要があります。

【今後の見直しによる解決の方向性】

- 関係する都市計画との総合性一体性の観点から、都市計画道路の見直しの状況を踏まえた上で、保全担保性の確保を第一にして、実現可能性の高い施策方針を検討します。

■ (仮称) 山崎・台峯緑地



保全配慮地区に設定し、保全を図っている緑地に対し、保全担保性の確保を第一とした施策方針を定める必要があります。

6-2 施策体系の整備

6-2-1 施策体系の再構築等

【課題】

- 施策の進捗に伴い、一定の効果を求めて行う対策としての「施策」と業務として実施する「事業」の混在を整理して、よりグリーン・マネジメントの考え方に立った施策展開の可能性を高めることができるように、施策体系の再構築を検討する必要があります。

【今後の見直しによる解決の方向性】

- グリーン・マネジメントの考え方に立った施策展開の実績をもとにして、緑の将来都市像の実現という見地から、「施策」と「事業」の混在を整理して、施策展開の可能性をより高める方向性で、施策体系の再構築を検討します。

■ 寺分一丁目特別緑地保全地区



本市独自の緑地保全施策・事業である「緑地保全推進地区の指定」「緑地保全契約の締結」「樹林管理事業」を特別緑地保全地区の指定に結びつけました。

6-2-2 本市独自の施策・事業の充実

(1) 市民との連携による緑地保全制度

【課題】

- 緑の基本計画で緑地保全に係る法制度適用候補地としている緑地以外の緑地を、市民の発意と市民・行政の協働で保全することができる制度を、構築できないかという要請があり、こうした制度を含めて、実効性のある鎌倉市に適した市民との連携による緑地保全制度を検討する必要があります。

【今後の見直しによる解決の方向性】

- 緑地(土地)取得に必要な費用の規模や、緑地管理の困難性ととも、身近な緑地の保全担保性を高めるには土地所有者の理解と協力が不可欠であることを踏まえて、緑地保全を含むまちづくりを地域の中で進める、市民の発意と行政との連携で緑豊かなまちづくりに結びつけることができる制度の方向性を検討します。

(2) 市民参画制度の構築と事業展開

【課題】

○平成18年の緑の基本計画改訂で、「緑の啓発」の施策を「市民との連携の推進」という施策の考え方に改めて、事業を進めていますが、これをさらに発展させていく、市民による緑地管理への参画制度の構築などの、事業展開が必要です。

【今後の見直しによる解決の方向性】

○公的な緑化推進団体との連携を視野に入れて、これまでの緑地保全や緑化に関連する市民ボランティア活動の実績を踏まえて、企業・NPO団体等を含む市民との連携した施策・事業の再構築の方向性を検討します。

■市民（緑のレンジャー）との連携による緑地の管理



市民（緑のレンジャー）との連携により、確保した緑地で維持管理等を実施しています。（鎌倉中央公園）

6-2-3 施策間の連携

(1) 市有緑地の活用

【課題】

○鎌倉市は、都市公園以外の市有緑地を100ha規模で所有・管理していますが、その活用についての施策展開を検討する必要があります。

【今後の見直しによる解決の方向性】

○都市公園以外の市有緑地の管理に必要な法令の適用と、緑地機能に適した活用の方向性を検討します。

(2) 緑地保全関係施策の一体的運用

【課題】

○歴史的風土特別保全地区や特別緑地保全地区など、緑地保全に係る地域地区と、これに関係する施策との一体的な運用を、さらに進める必要があります。

【今後の見直しによる解決の方向性】

○保全すべき緑地の確保施策の進捗状況を踏まえて、保全に係る地域地区と、特に本市独自の保全施策・事業との一体的な運用をさらに進め、その実効性を高める方策の方向性を検討します。

【緑の基本計画の見直しに対するご意見等について】

この用紙に、お名前・ご住所・電話番号をご記入の上、市役所みどり課までファックス・郵便などで、ご意見・ご提案をご提出ください。(この用紙に限らず、ハガキ・メール等によるご提出でも構いません。)

FAX番号 23-3247

○この用紙をファックス、郵送するか、または、みどり課（市役所本庁舎3階）に直接お持ちください。

景観部みどり課 宛

お名前		電話番号	
ご住所			
緑の基本計画についてのご意見等			

* ご記入いただいた個人情報は、ご意見等の集約等以外の目的には使用いたしません。

* いただいたご意見は、今後の参考にさせていただきます。

お問い合わせ：景観部みどり課

電 話 61-3486

F A X 23-3247

e-mail midori@city.kamakura.kanagawa.jp